

認定申請についてのご案内

～ 地区計画の区域内の建築計画における容積率及び斜線制限の認定について ～

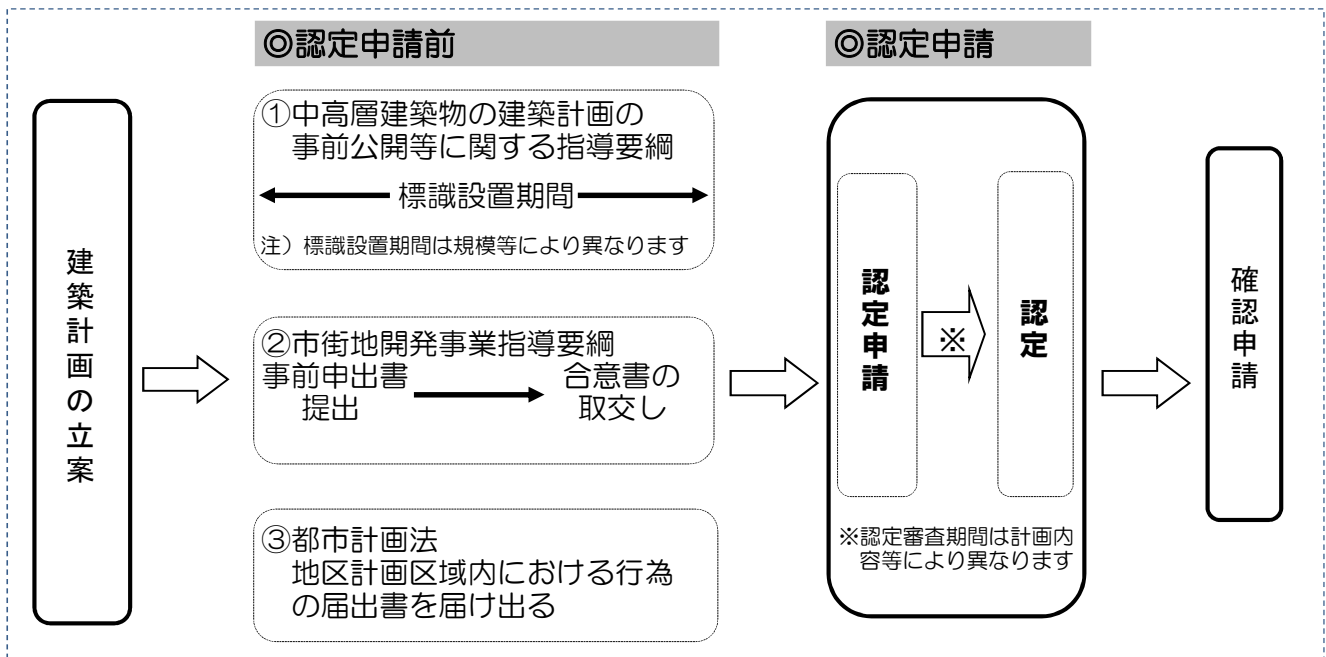
■認定を受ける場合の手続きの流れ（建築基準法第68条の5の5第1項及び第2項）

◎認定申請前の手続き

- ① 「中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」に基づく事前周知の標識を設置するとともに標識設置届を提出し、設置期間が経過すること。
 - ② 「市街地開発事業指導要綱」に基づく事前申出書の提出による事前協議及び合意書の取り交わすこと。
 - ③ 認定申請前に、都市計画法に基づく地区計画区域内における行為の届出書を届け出ること。
- ※ 計画内容等により、その他の要綱等の対象となる場合がありますのでご注意ください。
（主な事前協議先リストも用意しておりますので、ご活用ください。）

◎認定申請

認定手数料は、第1項、第2項ともに規模に関係なく各項ごとに28,000円です。
お支払いは現金、クレジット、電子マネーおよび各種QRコード決済が可能です。
ご提出の際は、指導審査係窓口のご予約をいただいた上で来庁ください。
支払い窓口の出納作業のため認定申請の受付は午後4時30分までとなります。



■認定申請に必要な書類等（正副二通ご用意ください）

- ◎ 認定申請書（第48号様式）
第1項及び第2項を共に申請する場合、第1面はそれぞれにご用意ください。
 - ◎ 委任状
 - ◎ 市街地開発事業指導要綱の合意書の写し
 - ◎ 地区計画区域内の行為の届出書に添付したチェックリストの写し
 - ◎ 付近見取図、配置図、各階平面図、立面図（二面以上）、断面図（二面以上）
 - ◎ 地区整備計画、認定基準に適合していることが確認できる図書
地区整備計画や認定基準の内容を図示若しくは記載の上、計画内容を表してください。
 - ◎ 認定申請時確認票（各項目について確認の上ご記入いただき、正本に添付してください）
- ※ 認定申請書及び認定申請時確認票は、区のホームページ（ページID番号：5202）にてダウンロード可能です。
- ※ この認定は、別に定める認定基準に適合していることを認めるものであり、建築計画が建築基準法関係規定に適合していることを確認するものではありません。

問い合わせ先
中央区都市整備部建築課指導審査係
03-3546-5456・5457・5458